

第90号 令和2年7月30日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都文京区後楽2丁目3番28号

K. I. S 飯田橋2階

TEL&FAX 03-5805-0250

令和2年度通常総会開催 - 新会長に久川氏を選任 -

衛生検査所業公正取引協議会の第36回通常総会が、去る6月11日（木）、一般社団法人日本衛生検査所協会会議室をメイン会場として、同協会近畿支部会議室及び九州支部会議室のサブ会場をインターネットでつないで、日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き開催された。今回の総会は、5月21日（木）に東京・信濃町の「明治記念館」で開催する予定で準備を進めてきたところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、急遽開催方式が変更されたものである。

総会では、令和元年度事業報告・決算報告、令和2年度事業計画案・予算案等の議案に続き、役員改選期にあたることから新役員案も提出され、それぞれ提案のとおり承認された。また、総会に引き続き開催された理事会において新会長に久川芳三氏が選任され、新体制の下、新年度の諸事業が執行される。

総会の議長には大堀春夫公正取引協議会監事（江東微生物研究所）が選任され、議事審議が行われた。

【議事審議の概要】

第1号議案 令和元年度事業報告及び決算報告に関する件

事務局が令和元年度事業報告及び決算報告について説明した。事業報告では、ポケット版の「ミニ規約ガイド」を発行し、会員会社社員が規約の内容をいつでも確認できるようにするとともに、各地区公取協の説明会で活用して規約への理解促進を図ったこと、また、10月に実施した定期調査の結果、電子カルテの無償提供と1年間の無料検査を行っていた会員1社に対して略式の警告を行ったことなどを報告した。

決算報告については、新井孝志監事から監査報告が行われ、いずれも提案のとおり承認された。

第2号議案 令和2年度事業計画案及び予算案に関する件

事務局が令和2年度事業計画案及び予算案について説明した。事業計画案では、規約違反の未然防止のための研修会の開催など従来からの事業のほか、「公取協ガイド」の改訂版発行や、電子カルテなど医療関係のIT化の進展に伴うオーダリングシステム導入費用の負担と規約の関係について考え方を整理し、必要に応じて運用基準を設定するなど明確化を図るとの新規事



業について提案され、いずれの事業についても提案のとおり承認された。

第3号議案 役員選任に関する件

事務局が、本年度は役員改選期にあたり、新たな役員選任が必要であると説明した。基本的に公取協の役員は、従来から母体となっている日衛協の役員に合わせるとの方針の下で選任してきており、今回も日衛協の役員に公取協のみの役員2名を追加する形で選任したいと提案説明し、提案のとおり承認された。任期についても日衛協と同様に、令和3年5月の通常総会終結時までとした。なお、退任した江川洋会長の後任には、久川芳三氏（株）保健科学研究所代表取締役会長）が新会長に選任された。新役員名簿は3面に掲載。

すべての議案審議が終了し、東 俊一副会長が閉会の挨拶を述べ総会を閉幕した。

新会長抱負

一般社団法人日本衛生検査所協会及び衛生検査所業公正取引協議会の会長（日衛協は5代目、公取協は4代目）に就任した久川芳三氏は、6月11日の両団体の総会に引き続き開催された理事会において、インターネットで結んだ東京、大阪、福岡の3会場への出席者に対し、大要次のような会長就任挨拶を行った。

日衛協はいろいろな面で大変難しい時期にきています。私は、これを何とか乗り切っていくため、微力ながら力を尽くしたい。

日衛協は、歴代会長はじめとする諸先輩方が半世紀にわたって築いてきた組織でございますので、これを私の代でおかしくしてしまうことがあってはなりません。より発展的に、やらなければならないことはどんどんやっていきたいと考えています。

コロナ禍ではありませんが、会員会社の中にはどうしても経営的に大変だという状況に陥る場合もあるでしょう。そういう時に日衛協としてどのように支援できるのか皆で考え、会員会社が健全な経営を続けていけるように手助けしていくような組織であるべきだと思っています。そんな中でも日衛協活動は、まさに今回の総会で実施したWeb方式の会議、これを徹底的に取り入れて、よりシンプルに、コンパクトにやっていき、可能な限り経費の縮減も図ってまいります。

そして最後に、我が国は自由競争社会ですので、独占禁止法はじめ、景品表示法や公正競争規約など、きちんとしたルールに則った競争もやっていかなければなりません。「競争なくして進歩なし!」と提言させていただきます。

そんなことで、何とか皆様方のご協力とご支援を賜りながら、この難局を乗り切っていくたい。どうぞよろしく願いいたします。

また、久川会長は、「公取協ニュース」発刊にあたり、公正取引協議会会長としての抱負を



次のとおり語った。

今や検体検査は医療において重要不可欠な分野であり、そのデータは適切な医療を行う上で欠くことのできない情報となっています。衛生検査所では、この検体検査の精度を向上維持するとともに、迅速に検査データを医療機関へ報告する努力を重ねてまいりました。平成30年12月、「医療法等の一部を改正する法律」が施行され、改めて、検体検査が医療の中で重要な位置付けであることが明確にされ、今では検体検査の多くが衛生検査所で実施されており、国民の医療を支える存在として高い評価を得ているものと思っています。

医療の一翼を担う衛生検査所が、コンプライアンス意識を高め社会的責任を果たす上でも、自らが業界における適正取引のルールとして設定した規約は遵守されなければなりません。なぜ規約が必要であったのか規約設定当時の原点に立ち返り、全会員が規約を再認識し、規約違反を『しない』『させない』『認めない』、そして『皆で守ろう公正競争規約』を合言葉に、規約の遵守活動を進めていきたい。



◇ 令和2年度 事業計画 ◇

平成30年12月、「医療法等の一部を改正する法律」が施行され、改めて、検体検査が医療の中で重要な位置付けであることが明確に示された。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡散防止・鎮静化のためには、ウイルス検査がなくてはならない存在として高く評価されている。今後、衛生検査所が医療を支える存在として、更に検査の品質・精度を維持向上させ、国民からの信頼と期待に応えていくことが求められている。

こうした中であって、今年度は、会員衛生検査所が一丸となって規約の遵守を徹底し、公正な競争を維持・促進させることを通じて医療サービスの発展に寄与し、医療機関はもとより国民

からの信頼を高めていく。また、規約の遵守が企業経営の健全化に寄与することから、規約が当業界の正常な商慣習として定着することを目指して以下の諸活動に取り組んでいく。

1 研修会の実施等、規約違反の未然防止への積極的な取り組み

- (1) 会員向け規約研修会の実施
- (2) 個別事前相談への迅速な対応

2 規約違反事案に対する調査・措置等

規約違反の拡大防止のため、規約違反行為に対しては迅速に処理する必要があるところ、定期調査の実施、そのほか随時情報提供を呼びかけ、違反行為に係わる情報に接した場合は迅速に処理

3 IT化に伴う費用負担についての考え方の整理

電子カルテの普及など医療関係のIT化の進展に伴い、オーダリングシステム導入費用と規約の関係について考え方を整理し明確化を図る。必要に応じて運用基準を制定

4 会員向けの広報活動

- (1) オーダリングシステム導入費用と規約に関するリーフレット、規約啓発ポスター等の発行
- (2) 公取協ニュースの発行、公取協ホームページの充実

5 対外的な広報活動等

公取協ホームページを拡充するとともに、医療関係の業界誌・紙等を活用した規約の周知徹底

6 関係省庁及び他団体との連携

消費者庁、公正取引委員会及び厚生労働省との連絡を密にするとともに、医療関係4公取協の連携を図ることによる規約の適正な運用

7 独占禁止法を遵守した公正な競争の促進

8 組織の拡大・強化

新理事による理事会を開催

6月11日、通常総会の後に開催された新理事による理事会において、新会長に久川芳三氏が選任され、久川会長の下、新体制で諸事業が執行される。

また、運営委員会委員及び調査委員会委員もそれぞれ承認された。令和2年度・3年度の役員は次のとおり。

<理事32名>

令和2年6月11日現在

役職	氏名	所属
会長	久川 芳三	㈱保健科学研究所
名誉会長	伊達 忠一	札幌臨床検査センター(株)
副会長	河田 與一	㈱ファルコバイオシステムズ
副会長	楠 智	㈱LSIメディエンス
副会長	小林 仁	㈱江東微生物研究所
副会長	近藤 健介	㈱ビー・エム・エル
副会長	佐藤 和宏	(公社)宮城県医師会
副会長	東 俊一	㈱エスアールエル
専務理事	近藤 功治	衛生検査所業公正取引協議会
常務理事	吉武 三男	衛生検査所業公正取引協議会
理事	荒井 信貴	㈱ビー・エム・エル
理事	石田 衛	㈱日研医学
理事	伊丹 淳	㈱サンリツ
理事	今井 利光	㈱メディック
理事	大藪 正樹	(一社)京都微生物研究所
理事	岡内 伸介	㈱四国中検
理事	金村 茂	衛生検査所業公正取引協議会
理事	久川 聡	㈱保健科学研究所
理事	草野 宏彰	㈱ビー・エム・エル
理事	久米 大輔	㈱キューリン
理事	菅原 由人	㈱LSIメディエンス
理事	杉村 利彦	㈱中央微生物検査所
理事	田端 隆彦	日本医学(株)
理事	近本 陽一	㈱福山臨床検査センター
理事	堤 正好	衛生検査所業公正取引協議会
理事	橋本 充	㈱江東微生物研究所
理事	早川 史	㈱早川予防衛生研究所
理事	広田 周一	㈱近畿予防医学研究所
理事	真柴 新一	㈱保健科学研究所
理事	松本 誠	㈱エスアールエル
理事	森田 崇一郎	(有)久留米臨床検査センター
理事	横山 強	(一財)総合保健センター

<監事3名>

監事	新井 孝志	㈱日本医学臨床検査研究所
監事	大堀 春夫	㈱江東微生物研究所
監事	川口 均	㈱京浜予防医学研究所

(敬称略 五十音順)

規約遵守状況調査の結果

令和元年度においては、①3種真空採血管以外の容器類に関する無償提供状況調査、②規約遵守状況定期調査、③検診事業者に対する容器類無償提供状況調査を実施したのでその概要を紹介する。

1. 3種真空採血管以外の容器類に関する無償提供状況調査（特別調査）

この調査は、平成29年度から取り組んできたもので、令和元年7月末現在の改善未達成は20社が残るのみとなった。

調査は、自社の容器無償提供について自己申告するものであり、実態把握を主目的に調査開始したものであるが、調査開始から2年も経過したことなどから、令和2年3月末に再度確認調査を行い、なお改善未達成の場合には規約違反として調査を行うことになった。

(1) 改善状況

	平成30年1月	30年11月末	令和元年3月末	元年7月末	2年3月末
無償提供先数	32,119	16,746	6,759	3,097	549
無償提供会員	57社	52社	42社	20社	12社

(2) 改善指導等

ア 令和元年3月末時点において、改善未達成の42社に対して、本社が所在する地区協議会の調査委員長から、会社代表者に対し「改善要請書」を送付し早期改善を指導した（5月29日）

イ 令和元年7月末時点において、改善未達成の20社に対して、本社が所在する地区協議会の調査委員長から、会社代表者に対し、文書により、今後、規約違反として調査することもあるので早期に改善するよう「注意喚起」した（10月30日）。

ウ 改善未達成の20社に対して、令和2年3月末の無償提供先数の報告を求め、未達成の会員に対しては、規約違反として事実確認調査を行い「規約違反措置基準」に基づいて処理することを前提として調査を実施した（4月17日）。

調査の結果は次のとおりであり、運営委員会に諮って今後の処理方針を決定することになる。

● 3月末における地区協別の状況（上段は元年7月末）

地区協	北海道	東北	関甲信	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
提供先数	54 30	81 18	589 272	18 8	97 42	1329 35	484 58	258 48	187 38	3097 549
社数	4 3	4 3	11 6	3 2	6 3	9 5	7 2	6 2	8 4	— —
地元本社	1 1	0 0	8 5	0 0	1 0	5 2	1 1	1 1	3 1	20 11 ^⑨

⑨ 関甲信地区に本社のある1社が地元地区では改善済みとなっているところ、他地区において未達成であるため実質的には12社となる

2. 規約遵守状況調査（定期調査）

定期調査は、「規約遵守状況調査マニュアル」に基づき実施されるもので、規約で禁止されている景品類の提供行為全般を対象として、他社の規約に違反する疑いのある行為についての情報提供を求めるものである。提供されてきた情報については、運営委員会に諮って具体的な事実関係の調査を行うか否かを決め、事実関係の調査を行った結果、違反行為が確認されれば「規約違反措置基準」に則り処理されることになる。

調査の結果は次のとおりである。

① 調査票の発送	令和元年10月 1日
② 回答締め切り	10月25日
③ 調査対象	全国の会員103社
④ 回答	93社
⑤ 調査の結果	4件の情報提供

4件の情報は、電子カルテの無償提供、1年間の無償検査及び3種真空採血管以外の容器無償提供（2件）であった。

運営委員会に報告した結果、容器無償提供の2件については、前述の特別調査の結果が出るまで保留とし、電子カルテの無償提供と1年間の無償検査については、該当地区協議会の調査委員長に具体的な事実関係の調査を行うよう指示することが決まった。

地区調査委員会による事実確認調査の結果、違反事実が確認されたため、対象の会社代表者に対して「警告（略式）」の措置をとった。

3. 検診事業者に対する容器類無償提供状況調査（特別調査）

検診事業者は、規約上の「医療機関等」に該当するところ、規約で禁止されている容器類の無償提供が行われているのではないかとの指摘があったことから、今後の規約の適正な運用に資するため実態把握調査を実施した。

① 調査票の発送	令和元年11月11日
② 回答締め切り	12月13日
③ 調査対象	全国の会員103社
④ 回答	83社

調査の結果は次のとおりである。

地区協	北海道	東北	関甲信	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
取引検診事業者数	24	61	368	33	88	129	85	19	64	871
無償提供検診事業者数	0	2	21	2	3	5	6	1	4	44

無償提供資器材の上位は、①3種真空採血管、②便ヘモグロビン容器、③特殊真空採血管、④マルチ針、⑤採血ホルダーであった。

調査結果は運営委員会に報告し、無償提供が確認された会員に対しては、令和2年2月20日、会員本社所在地の地区協議会調査委員長から会社代表者に対し「改善要請書」を送付し、早期改善を指導した。

令和元年度景品表示法違反事件処理状況 (消費者庁発表資料により作成)

○措置命令等の状況

事件の内容	消費者庁による処理				都道府県 による処理
	措置命令	指 導	合 計	課徴金納付命令	措置命令
表示事件	40 (46)	187 (193)	227 (239)	17件 46,559万円	14 (6)
景品事件	0 (0)	18 (23)	18 (23)	—	1 (3)
合 計	40 (46)	205 (216)	245 (262)	—	15 (9)

- 注1. 消費者庁長官及び都道府県知事は、景品表示法に違反する事実があると認めるときは、行為の差し止め、一般消費者の誤認を排除するための措置、再発防止のための措置などを命じる「措置命令」を行う。
2. 措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、違反する疑いがあるときは是正措置をとるよう「指導」している。「指導」の「表示事件」と「景品事件」の分類は協議会で推計した。
3. ()内は前年度。
4. 「課徴金」は、表示事件のみが対象になる。

○参考事例【知事による措置命令】

大阪府知事は、一般消費者に対して制限額を超える過大な景品提供を行っていた新聞販売店に対し、景品表示法に違反する行為であったとして措置命令を行ったのでその概要を紹介する。

なお、新聞業における景品制限は、衛生検査所業と同様、行政機関が運用する「新聞業における景品類提供制限告示」と新聞業界が運用する「新聞業の公正競争規約」の両者によって規制されている。具体的な制限内容は、両者ともほぼ同内容であり、抽選などによらないで全員に提供する場合は、取引価額の8%又は6か月分の購読料の8%のいずれか低い額とされている。

日刊紙を販売する新聞発行本社及び販売店のほとんどは新聞業公正取引協議会の会員であると思われるところ、本件について、規約違反として公正取引協議会がどのように対応したかは不明である。

(事案の概要)

A新聞の系列販売店Bは、一般消費者とA新聞の購読契約を締結するにあたり、クレジット会社発行のギフトカード、スーパーマーケット発行のお買物券等の商品券(3,000円から10,000円相当)の提供、スポーツ新聞の無料提供、A新聞の購読料の割引、A新聞の購読料無料月の設定など「新聞業における景品類提供制限告示」に定める範囲(6か月以上購読者への提供可能上限額は1,937円)を超えた景品類を提供していた。

(命令の内容)

- ①今後、告示制限の範囲を超える景品類を提供してはならない。
- ②再発防止策を講じるとともに、関係法令の順守体制を整備して、これを従業員に周知徹底すること。
- ③景品表示法に違反したものであることを一般消費者に周知徹底すること。

令和元年度独占禁止法違反事件処理状況

(公正取引委員会発表資料により作成)

○排除措置命令等の状況

独占禁止法違反を認定して排除措置命令を行ったものは11件(40事業者)であった。違反行為類型、及び課徴金納付命令金額は以下のとおりである。課徴金額については、昭和52年の制度導入以来2番目に多いものとなった。

行為類型		排除措置命令	課徴金額
カルテル	価格カルテル	6(1)件	6,076,682(19,397)万円
	入札談合(官公需)	3(3)	50,878(2,503)
	受注調整(民需)	0(3)	0(4,211)
不公正取引	再販売価格の拘束	2(0)	2回目の違反から課徴金対象
	取引妨害	0(1)	課徴金非対象
合計		11(8)	6,927,560(26,111)

注1. 上記の他、①独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により、事業者が自主的に解決する「確約計画の認定」を行ったものが2件、②違反の疑いがあるとして警告・公表を行ったものが2件ある。

2. ()内は前年度。

○不当廉売事案の状況

酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対しては、業種ごとに設定されているガイドラインに基づき迅速処理(廉売行為が市場に及ぼす影響が大きくなる前に対処するとの観点から、申告を受けてから2か月以内に処理)を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして「注意」したものが235件あり、その内訳は次のとおりである。

業種	酒類小売業	石油製品小売業	家電製品小売業	その他	計
注意件数	63(22)	162(194)	2(0)	8(11)	235(227)

注. ()内は前年度

○参考事例【排除措置命令・課徴金納付命令事案】

飲料用のアルミ缶やスチール缶製造業者4社は、安値により商権を奪い合わず、販売価格を維持する旨の合意の下に、ビール会社等飲料缶の販売先に①見積価格を提示する場合には、商権を奪うような低い見積価格を提示せず、必要に応じて、見積価格等に関する情報交換や調整を行う、②原料価格等が変動した場合には、販売価格の改訂方針を決定するとともに、価格の改定幅や改定時期等に関する情報交換・調整を行っていた。【価格カルテル】

これに対して、公正取引委員会は、①今後、安値により商権を奪い合わずに販売価格を維持する行為を行わず、自主的に取引を行い販売価格を決めること、②見積価格及び販売価格に関する情報交換を行わないこと等を内容とする排除措置命令、及び自主申告した1社を除く3社合計で257億円の課徴金納付命令を行った。



お知らせ

News

Q & A集（補追版）の発行

6月1日、遅れていた公正競争規約Q & A集（補追版）を会員会社本社宛に発送した。このQ & A集（補追版）は、平成29年4月発行の「公正競争規約解説書・諸規程集」に綴り込んでいる『Q & A』を補完するものであり、令和元年に会員から公取協事務局に寄せられた質問に対する回答を取りまとめたもの。ご活用いただきたい。なお、とりあえず会員の希望部数を送付したが、追加の要請があれば対応可能。



新会員紹介

6月11日開催の理事会において、次の6施設の入会が承認された。これにより会員数は369名となった。

【新会員】

- ① (株)ファルコバイオシステムズ 横浜
- ② (株)日本医学臨床検査研究所 関西ラボ (大阪市)
- ③ (株)エスアールエル仙台ラボラトリー
- ④ (株)エスアールエル埼玉ラボラトリー
- ⑤ (株)エスアールエル柏ラボラトリー
- ⑥ (株)エスアールエルメディカルラボ健康会館 (新潟市)

編集後記

連日新型コロナ関連のニュースが報じられており、6月には世界での感染者数は1000万人を突破したといわれている。100年前に大流行したスペイン風邪で、世界人口の約3割が感染したのに比べるとまだ少ないが、今後、第2波も予想されている。

早急に予防⇒検査⇒治療の体制を整える必要がある。予防段階のマスクは新規参入等で供給体制が增强されてきた。検査も民間検査会社に間口が広げられたり、新検査法の開発により、目詰まりが解消されてきた。残っているのはワクチンと治療薬である。各国の企業や研究者が取り組んでいるが、早期の開発が待たれる。(吉)



Q

新型コロナウイルスの検査方法がいろいろと開発されてきている。検体も咽頭の粘液だけではなく、唾液による検査も可能となってきた。これらの検体を入れる容器について、衛生検査所が無償提供しても規約上問題にならない範囲を確認したい。

A

公正競争規約第3条において、衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、医療機関等の衛生検査を発注する者に対して、景品類を提供することが原則禁止されていますが、例外として、規約第4条において、衛生検査の利用を誘引する手段とはならないものとして、規約による制限を受けない例を掲げています。

容器類に関しては、「自社の衛生検査の利用に際して必要な容器類」の提供は規約に違反しないとされており、具体的には、施行規則第2条の規定により、無償提供が可能な容器は別表に示されています。別表に記載されている容器は、採取した検体を医療機関から検査センターまで保管・輸送するための容器とされており、検体採取機能を兼ね備えたものは無償提供が認められていません。

咽頭の粘液を保管輸送するための「滅菌スピッツ」は別表に記載されていますので無償提供は可能ですが、商品形態が、滅菌スピッツと粘液採取用のスワブがセットになっている場合には、一体として検体採取用具となりますので、無償提供ができないものになります。

また、唾液による検体容器の場合には、患者が容器に直接唾液を入れるものであることから、検体採取機能を兼ね備えた容器となって、無償提供できないものとなります（同様なものとしては喀痰容器、ハルンカップも無償提供できないものとなっています）。